

議案第 70 号

桐生市地域振興基金条例案

桐生市地域振興基金条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市地域振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化及び地域振興を図るために必要な経費の財源に充てるため、桐生市地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に規定する経費の財源に充てるもののほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の場合においては、当該処分を実施する年度の前年度末までに基金造成のために起こした地方債の償還を終えた額の範囲内において処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 70 号 桐生市地域振興基金条例案

新市建設計画の計画期間が令和 7 年度末で終了となりますが、今後も市民の連帯の強化及び地域振興を図るための事業の財源を確保するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、桐生市地域振興基金条例を制定しようとするものです。